火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　動物の行動の範囲の調査その他動物に係る調査の用に供するために動物に取り付ける装置であつて、空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報その他の情報を送信し、及び記録するもの（以下「発信器」という。）を動物の駆逐を目的とする調査のために消費する場合（当該発信器の原料をなす火薬が三十ミリグラム以下で、かつ、爆薬が三十ミリグラム以下である場合又は火薬が六十ミリグラム以下である場合に限る。）には、無制限

第五十条中「建設用びよう打ち銃用空包」模型ロケットに用いられる火薬類」の下に「、発信器」を「、第五十六条の三の二」の下に「、発信器の消費の技術上の基準は、第五十六条の三の三」を加える。

第五十六条の三の二の次に次の一条を加える。

（発信器の消費）

第五十六条の三の三　消費場所において発信器及びその交換部品（火工品に限る。）（以下「発信器等」という。）を取り扱う場合には、第五十一条第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　発信器等を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。

二　発信器等は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該発信器等を使用しないこと。

三　前号の検査により使用に適さないと判断された発信器等は、その旨を明記した上で、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。

四　動物に取り付けた発信器の位置を常に確認すること。

五　発信器の点火は、当該発信器に用いられる電池の残量に十分な余裕を確保しつつ行うこと。

六　発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。

七　発信器等の消費、在庫等の数量を把握すること。

八　動物に取り付けた発信器が点火後発火しないときは、速やかに当該発信器を回収し、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。

九　発信器を点火するときは、住居が集中している地域及び広場、駅その他の多数の者の集合する場所を避け、安全な場所で行うこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十三日

経済産業大臣　茂木　敏充

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年」を「平成二十五年」に改め、同条の表中「三千五百二十七万円」を「三千四百九十九万九千円」に改める。

第二条中「平成二十四年」を「平成二十五年」に改め、同条の表中「三千四百八十八万五千円」を「三千五百六万千円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項第六号及び第十一条第二項（これらの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条の二十四第三項の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

建設業法施行規則の一部を改正する省令

別記様式第十七号中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式記載要領3中「もって」を「もつて」に「あっては」を「あつては」に改め、同様式中記載要領17を記載要領18とし、同様式記載要領16を次のように改める。

16　株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

別記様式第十七号中記載要領15を記載要領16とし、記載要領8から記載要領14までを1つずつ繰り下げ、記載要領7の次に次のように加える。

8　当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用又は同項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。

別記様式第十七号の二中注14を注18とし、注11から注13までを四つずつ繰り下げ、同様式注10中「属性」を「種類」に、「但し」を「ただし」に改め、同注を同様式注14とし、同様式中注4から注9までを四つずつ繰り下げ、同様式注3(2)中「手形遡及債務」を「手形遡求債務」に改め、同注④中「執行役、会計参与又は監査役」を「監査役及び執行役」に改め、同注を同様式注7とし、同様式注2の次に次のように加える。

3　会計方針の変更

4　表示方法の変更

5　会計上の見積りの変更

6　誤謬の訂正

別記様式第十七号の二記載要領1を次のように改める。

1　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社			持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×